

第 1 2 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 12 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平 成 2 8 年 1 1 月 1 1 日
招 集 場 所	知 多 市 役 所 2 階 教 育 委 員 会 室
開 会	午 前 9 時 3 0 分
閉 会	午 前 1 1 時 4 0 分
出 席 委 員	委 員 長 竹 内 聰 一 委 員 長 職 務 代 理 者 岩 見 田 健 石 井 久 子 吹 原 美 香 教 育 長 小 宮 克 裕 出 席 し た 職 員 教 育 部 長 松 井 禎 司 生 涯 学 習 課 長 柴 山 利 之 生 涯 ス ポ ー ツ 課 長 堀 之 内 康 学 校 教 育 課 長 中 野 成 治 指 導 主 事 澤 田 広 彰 阿 部 剛 士 事 務 局 学 校 教 育 課 森 真 哉 木 村 圭 吾
傍 聴 者	な し
議 題	議 題 第 1 8 号 平 成 2 8 年 度 教 育 費 補 正 予 算 (第 2 号) (案) に つ い て (協 議) 議 題 第 1 9 号 知 多 地 方 教 育 事 務 協 議 会 規 約 の 一 部 変 更 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 0 号 知 多 市 職 員 の 退 職 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 1 号 知 多 市 職 員 の 退 職 管 理 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 2 号 知 多 市 公 民 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 3 号 知 多 市 公 民 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 4 号 知 多 市 大 興 寺 公 民 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 廃 止 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 5 号 知 多 市 大 興 寺 公 民 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 廃 止 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 6 号 指 定 管 理 者 の 指 定 の 期 間 の 変 更 (大 興 寺 公 民 館) に つ い て (協 議) 議 題 第 2 7 号 知 多 市 民 体 育 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 8 号 知 多 市 民 体 育 館 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議) 議 題 第 2 9 号 知 多 市 屋 外 体 育 施 設 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (協 議)

議題第30号 知多市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（協議）

議題第31号 知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について（協議）

議題第32号 知多市立中央図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（協議）

そ の 他

(1) 平成28年度末及び平成29年度幼稚園、小学校及び中学校の儀式について（報告）

(2) 愛知教育大学と知多地区5市5町教育委員会の相互連携について（報告）

(3) 平成28年10月準要保護者等の認定状況について（報告）

(4) 教育委員会後援事業について（報告）

- 1 開 会 出席委員 5 人
第 1 2 回知多市教育委員会定例会を開会する。
- 2 前回会議録の承認について 第 1 1 回臨時会会議録は、委員全員の賛成により承認された。
署名委員 石井委員、吹原委員
第 1 2 回定例会会議録署名委員の指名
吹原委員、岩見田委員
- 3 委員長報告 前回定例会以降の内容を別紙委員長報告により説明した。
- 4 教育長報告 前回定例会以降の内容を別紙教育長報告により説明した。
- 5 議 題
(1) 議題第 1 8 号 平成 2 8 年度教育費補正予算 (第 2 号) (案) について (協議)

(説明) 中野学校教育課長

知多市議会 1 2 月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求めものです。

歳入は、2 0 款市債、1 項市債、4 目教育費、1 節小学校債は、1, 2 8 0 万円の増額で、旭南小学校、つつじが丘小学校及び旭東小学校の職員室の空調設備改修工事費に充てるために、工事費の 7 5 % を借り入れるための市債を発行するものです。

歳出は、1 0 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費の小学校施設整備費において、小学校空調設備改修工事として 1, 7 1 5 万 8 千円を新規に計上するもので、旭南小学校、つつじが丘小学校及び旭東小学校の職員室の空調機が、老朽化により故障しましたが、修理部品の供給が終了しており、修理をすることができないため、新しい空調機へと改修するものです。

(説明) 堀之内生涯スポーツ課長

7 項社会体育費、2 目生涯スポーツ施設費の生涯スポーツ施設管理費において、スポーツ施設事務賃金として 7 9 万 1 千円を増額するもので、平成 2 9 年度から市民体育館の管理を指定管理者である施設管理協会から教育委員会へ移行することに伴い、2 9 年 1 月から夜間の受付事務等の準備期間として、臨時職員を雇用するものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

- (2) 議題第 1 9 号 知多地方教育事務協議会規約の一部変更について (協議)

(説明) 中野学校教育課長

知多市議会 1 2 月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求めものです。

平成 2 6 年 9 月に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律が改正され、

教科書の採択は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約を定めて行うこととされました。

このことにより、教科書の採択は、当該市町村の教育委員会の協議によって採択地区協議会に係る規約を設けて、採択地区協議会を設置することから、教育事務協議会が、教科書の採択を行うと解釈されない規約に変更する必要があることになりました。

それでは、知多地方教育事務協議会規約新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第2号において、「小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務」を、「知多教科用図書採択協議会の庶務に関する事務」に改めるもので、改正後の規約の施行は、平成29年4月1日を予定しています。

なお、この規約の改正につきましては、5市5町で構成する知多地方教育事務協議会において検討を行ってきたもので、今後、各市町の教育委員会定例会での協議を経て、12月に開催されます、各市町の議会定例会において議決を受けた後、規約の改正にかかる事務を行っていく予定です。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(3) 議題第20号 知多市職員の退職管理に関する条例の一部改正について (協議)

(説明) 中野学校教育課長

知多市議会12月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めものです。

地方公務員の再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するために、平成26年に地方公務員法の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されました。

本市においては、この法改正に基づいて、知多市職員の退職管理に関する条例及び知多市職員の退職管理に関する規則を平成28年4月1日から施行しています。

この条例及び規則では、知多市長が任命権者である市職員を対象にしていますが、県教育委員会が任命権者である県費負担教職員を対象に加えるために、現行の条例及び規則を改正するものです。

それでは、知多市職員の退職管理に関する条例の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。

第3条では、営利企業に就職した場合など、一定の要件に該当する者は、知多市職員の退職管理に関する規則で定める事項を任命権者に届け出することを規定していますが、知多市立の学校に勤務する県費負担教職員は、知多市教育委員会に届け出することを定めるために改めるもので、任命権者の次に、「知多市立の学校に勤務する県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)にあっては、知多市教育委員会」を加えるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(4) 議題第21号 知多市職員の退職管理に関する規則の一部改正について (協議)

(説明) 中野学校教育課長

提案の理由は、知多市職員の退職管理に関する条例と同様です。

それでは、知多市職員の退職管理に関する規則の一部改正について (新旧対照表) をご覧ください。

第12条は、地方公務員法第38条の2で規定する再就職者による依頼等の規制において、再就職者による依頼等の承認申請をする場合の届け出を任命権者にすることを定めていますが、県費負担教職員の場合は、知多市教育委員会に届け出することを定めるために改めるもので、任命権者の次に、「知多市立の学校に勤務する県費負担教職員 (市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条に規定する職員をいう。) にあつては、知多市教育委員会」を加えるものです。

第13条は、地方公務員法では、離職前5年間の職務を対象にしていますが、一定の職にあつた者は、離職した日の5年前の日より前の職務に関し、法律と同様の禁止をするもので、その対象になる職として、第3号として、「知多市立の小学校及び中学校の校長の職」を加えるものです。

第21条は、営利企業等に再就職した元職員に対して、離職後2年間は、第23条で定める事項の届け出を義務付ける職員の職を定めるもので、第3号として、「知多市立の小学校及び中学校の校長の職」を加えるものです。

第23条は、再就職の届け出を任命権者にすることを定めていますが、県費負担教職員の場合は、知多市教育委員会に届け出することを定めるために改めるもので、任命権者の次に、「知多市立の学校に勤務する県費負担教職員 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。) にあつては、知多市教育委員会」を加えるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(5) 議題第22号 知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

今回の改正は、知多市議会12月定例会の議案として予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるもので、まちづくりセンター設置に伴い、中部公民館以外の公民館を廃止するために改めるものです。

それでは、知多市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (新旧対照表) をご覧ください。

第2条は、第2項の表で、八幡、岡田、旭、東部の各公民館の項を削り、第10条第1項第1号は、字句の整理です。

第11条は、中部公民館には陶芸窯がないため、第2項第3号を削るとともに、別表で定める使用料について、八幡公民館から東部公民館の部を削るものです。

附則として、第1項は、施行期日を平成29年4月1日とし、経過措置として、第2項は、中部公民館に係るものを除き、改正前のこの条例及びこれに基づく規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、知多市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例及びこれに基づく規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなすものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(6) 議題第23号 知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について(協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

今回の改正は、まちづくりセンター設置に伴い、中部公民館以外の公民館を廃止するために改めるものです。

それでは、知多市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。

第3条は、開館時間について、第2号で、中部公民館以外の開館時間を定めた規定を削除し、第4条は、使用の手続きについて、中部公民館以外の使用の手続きの期限を定めた規定を削除するものです。

第1号様式及び第3号様式は、字句の修正を行うものです。

附則として、施行期日を平成29年4月1日とするものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(7) 議題第24号 知多市大興寺公民館の設置及び管理に関する条例の廃止について(協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

今回の改正は、知多市議会12月定例会の議案として予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるもので、まちづくりセンターの設置に伴い、大興寺公民館を廃止するために条例を廃止するものです。

附則として、第1項は、施行期日を平成29年4月1日とし、経過措置として、第2項は、廃止前のこの条例及びこれに基づく規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、知多市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例及びこれに基づく規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなすものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(8) 議題第25号 知多市大興寺公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について (協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

今回の改正は、まちづくりセンターの設置に伴い、大興寺公民館公民館を廃止するために条例施行規則を廃止するものです。

附則として、施行期日を平成29年4月1日とするものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(9) 議題第26号 指定管理者の指定の期間の変更 (大興寺公民館) について (協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

今回の改正は、知多市議会12月定例会の議案として予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるものです。

今回の変更は、大興寺公民館を平成29年4月からまちづくりセンターとするため、指定期間を変更する必要がある変更を行うもので、指定管理者である知多市大興寺公民館運営委員会の指定期間を、現行の平成25年4月1日から30年3月31日までの5年間から、29年3月31日までの4年間とするものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(10) 議題第27号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (協議)

(説明) 堀之内生涯スポーツ課長

知多市議会12月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

今回の条例の一部改正は、平成29年4月から市民体育館の指定管理者による管理を取りやめるため行うものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条では、市民体育館の略称規定を第2条から第1条へ改めるものです。

第3条では、管理を指定管理者から教育委員会へ改めるとともに、現行の第3条所管及び第5条管理業務の規定を削除するものです。

第6条では、利用の許可、第7条では、利用の不許可、第10条では、利用許可の取消し等について、それぞれ指定管理者から教育委員会へ改めるものです。

第11条では、簡易印刷機の使用料を新たに規定するものです。

別表では、第1会議室を削除し、第2会議室を小会議室へ名称を変更するものです。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行しますが、第11条の簡易印刷機の使用料に関する規定は、印刷機の納入時期により、7月1日から施行するとともに、改正前の処分、手続等の行為及び第2会議室の利用許可について、経過措置を定めるものです。

また、全体を通して、字句の修正等を行っています。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(11) 議題第28号 知多市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

(説明) 堀之内生涯スポーツ課長

今回の規則の一部改正は、平成29年4月から市民体育館の指定管理者による管理を取りやめるため行うものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第3条では、臨時の休館又は利用時間を変更できる者を、指定管理者から教育長へ改めるものです。

第4条では、利用申請書の提出先を、指定管理者から教育委員会へ改めるとともに、簡易印刷機利用簿の記入を新たに規定するものです。

第5条では、連続利用期間の制限の例外の許可を指定管理者から教育委員会へ改めるものです。

第6条では、職務上の立入り及び指示を指定管理者から職員へ改めるものです。

第7条では、使用料還付の申請先を市長へ改めるものです。

第1号様式から第2号様式の2までは、改正後の各様式で、第3号様式として、簡易印刷機利用簿を新たに追加するものです。

附則として、この規則は、平成29年4月1日から施行しますが、簡易印刷機の使用に関する規定は、印刷機の納入時期により、7月1日から施行するとともに、改正前の回数券の使用及び定期券について、経過措置を定めるものです。

また、全体を通して、字句の修正等を行っています。

(質疑・意見)

竹内委員長

磁気券とは、どういうものですか。

堀之内生涯スポーツ課長

現在使用している回数券は、磁気によって情報を記録するプリペイド式のもので、ここ

でいう磁気券とは、磁気式の回数券ということです。なお、現在使用している券売機は、29年7月から新しい機器に入れ替えますが、プリペイド式の機能はなく、1回券のみの発券になりますので、今後は、紙の回数券にしていきます。

(採決) 全員賛成、原案承認

(12) 議題第29号 知多市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について(協議)

(説明) 堀之内生涯スポーツ課長

知多市議会12月定例会の議案として提出を予定しているもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

今回の条例の一部改正は、平成29年4月1日から屋外体育施設の指定管理者による管理を取りやめるため行うものです。

なお、屋外体育施設とは、寺本台グラウンド、梅が丘グラウンド、石根グラウンド、東小山グラウンド、寺本台庭球場、日長庭球場、ふれあい広場の7施設です。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第4条では、管理を指定管理者から教育委員会へ改め、現行の第4条所管及び第6条管理業務を削除するものです。

第7条では、利用の許可、第8条では、利用の不許可、第11条では、利用許可の取消し等、第14条では、立入り等について、それぞれ指定管理者から教育委員会へ改めるものです。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行しますが、改正前の処分、手続等の行為について、経過措置を定めるものです。

また、全体を通して、字句の修正等を行っています。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(13) 議題第30号 知多市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について(協議)

(説明) 堀之内生涯スポーツ課長

今回の規則の一部改正は、平成29年4月1日から屋外体育施設の指定管理者による管理を取りやめるため行うものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条では、臨時の休場又は利用時間を変更できる者を、指定管理者から教育長へ改めるものです。

第3条では、利用申請書の提出先を、指定管理者から教育委員会へ改めるものです。

第4条では、利用の制限で不相当と認める者を指定管理者から教育委員会へ改めるものです。

第1号様式及び第2号様式は、改正後の各様式で、附則として、この規則は、平成29年4月1日から施行するものです。

また、全体を通して、字句の修正等を行っています。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(14) 議題第31号 知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

(説明) 中野学校教育課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が平成27年10月5日に施行され、28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続で、特定の個人を識別する機能を活用するために必要となる個人番号、いわゆるマイナンバーの利用が始まっています。

学校の学校医等に対する公務災害補償を行う場合において、この個人番号が手続きに必要なことから、現行の規則を改正するものです。

それでは、知多市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。

第12条は、年金たる補償を受ける者が、教育委員会に届け出ることについて規定していますが、氏名及び住所を変更したときに加えて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を変更したとき又は新たに個人番号の通知を受けたとき」を追加するものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(15) 議題第32号 知多市立中央図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (協議)

(説明) 柴山生涯学習課長

今回の改正は、まちづくりセンター設置に伴い、現行の各公民館にあります図書室の名称をまちづくりセンター図書室に変更するために改めるものです。

それでは、知多市中央図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について(新旧対照表)をご覧ください。

第10条、第13条及び第14条は、条文中の「公民館」を「まちづくりセンター」に改め、第17条は、現在使用していない施設名を削除するものです。

附則として、施行期日を平成29年4月1日とするものです。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成、原案承認

(委員長により、会議を暫時休憩とした。)

6 そ の 他

(1) 平成28年度末及び平成29年度幼稚園、小学校及び中学校の儀式について (報告)

(説明) 中野学校教育課長

平成28年度末の儀式については、幼稚園の卒園式は3月14日火曜日に、卒業式は、小学校は3月16日木曜日に、中学校は3月3日金曜日に、また、3学期の修了式は、幼稚園、小学校、中学校ともに3月24日金曜日に行います。

平成29年度の儀式については、幼稚園は、入園式は4月10日月曜日で始業式はその翌日に、小学校は、入学式は4月6日木曜日で始業式はその翌日に、中学校は、入学式・始業式ともに4月7日金曜日に、また、1学期の終業式は、それぞれ7月20日木曜日に、2学期の始業式は、それぞれ9月1日金曜日に、終業式は、それぞれ12月22日金曜日に、3学期の始業式は、それぞれ1月9日火曜日に、また、幼稚園の卒園式は3月16日金曜日に、卒業式は、小学校は3月20日火曜日に、中学校は3月6日火曜日に、また、3学期の修了式は、それぞれ3月23日金曜日に行います。

(質疑・意見)

小宮教育長

3月14日の幼稚園の卒園式ですが、3月議会の福祉文教委員会の日と重なっていますので、場合によっては、私の代わりに、岩見田委員に行ってもらうこととなりますので、よろしく申し上げます。

(2) 愛知教育大学と知多地区5市5町教育委員会の相互連携について (報告)

(説明) 澤田指導主事

去る11月2日に開催されました第1回愛知教育大学との連携推進協議会に出席しました。

別添資料にありますように、愛知教育大学とは、知多地区5市5町教育委員会との相互連携に関する協定書を10月14日に調印したところです。この相互連携の実務担当者会議が、連携推進協議会になります。

過日の協議会では、「5市5町との共同開催事業について」が議題となりました。

来年度の共同開催事業としましては、知多管内の教務主任研修会に愛教大の先生を講師としてお招きすることが確認されました。また、それぞれの市町教育委員会との個別の相互連携についても意見が交わされました。大学側としましては、教員を対象とした公開講座だけでなく、現在愛教大が実施しています一般市民を対象とした連携公開講座を知多でも広げていきたいとの声がありました。今後は、各市町の生涯学習課との連携を模索する

動きが始まるものと思われます。本市からは、大学2年生の学校サポート活動に加え、生涯学習課で展開しています学校支援ボランティア活動や、子ども若者支援課主管、夏季休業中の放課後子ども教室の指導員の制度などを学生に周知していただきたい旨の依頼をしました。

先ほど申しあげました大学2年生の学校サポート活動について少し解説させていただきます。

これまで、大学3年生と4年生を教育実習生として学校現場で受け入れてきました。愛教大としましては、将来教職に就くことを希望している学生にできるだけ学校現場を経験させたいという趣旨から、本年9月より、大学2年生による学校サポート活動をスタートさせました。現在、本市では、知多市在住の2名の学生をつつじが丘小学校と八幡中学校で受け入れています。約40時間の活動で2単位を付与するという制度です。現在は選択制となっていますが、平成30年度からは必修になるとも聞いています。市内在住の2年生の学生をすべて受け入れていくこととなります。

今後は、互いにウィンウィンの関係になるように愛教大との相互連携を進めて参ります。

(質疑・意見)

岩見田委員

教育実習を2年生まで下げてきたことと一緒ですか。

澤田指導主事

教育実習とは違って、授業のサポートに入ることですので、学生が、授業を行うということではなく、学生チューターというようなかたちで、T2に入ってもらったり、放課中に子どもたちと触れ合ったりしてもらったり、そういったことが趣旨になっています。

小宮教育長

愛教大が、ボランティアに対して単位を出すということで、2年生から触れ合っていると、教育実習もうまくいって、教育実習でドロップアウトする学生を救うこともできるかと思います。

教育大学として協力していきたいということで、大学にとってもいいことであるし、学生にとっても、市にとってもいいことですので、ウィンウィンの関係になるものに発展していくように、こちらも協力体制を取っていきたいと思います。来てくれる学生が教育を目指すような励みになるように、学校も支援していきたいと思います。

竹内委員長

市からの要望というか、今来ている学生は2人だけですか。もっとたくさんサポートして欲しいということは。

小宮教育長

学生がいればということです。

竹内委員長

学生がいない市町もありますか。

澤田指導主事

南の方はいません。

竹内委員長

そういうところは、サポーターを受け入れることができないということですか。

澤田指導主事

現在は、在住者ということになっていますので、いなければできないということになり

ます。ただ、学校の支援ボランティアとしては募集していますので、南の方では、日本福祉大学がありますので、その学生が入っています。

小宮教育長

レクスポのときに、至学館大学の学生さんが来てくれたように、包括協定を結んでいる大学があって、教育的なものがあればということです。

岩見田委員

学校にとって、いいことです。

(3) 平成28年10月準要保護者等の認定状況について（報告）

(説明) 中野学校教育課長

準要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で4人、中学校で1人、取消しは、小学校で4人、中学校で1人でした。現在の認定者数は、小学校で339人、中学校で241人、合計580人です。

また、認定児童生徒の理由別内訳は、市町村民税の非課税または減免を受けているものの理由で、取消が2人、児童扶養手当の支給を受けているものの理由で、認定が2人、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められるものの理由で、認定が3人、取消が3人です。

要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で1人、前回から今回までの取消は、小学校で1人でした。現在の認定者数は、小学校で24人、中学校で23人、合計47人です。

特別支援教育は、Ⅱ段階で、前回から今回までの決定、取消ともありませんでした。現在の決定者数は、小学校で72人、中学校で22人、合計94人です。また、Ⅲ段階は、前回から今回までの決定、取消ともありませんでした。現在の決定者数は、小学校で4人、中学校で1人、合計5人です。

就学援助認定者数の前年度との比較は、10月末で、小中学校合わせて、要保護は、7人減の47人、準要保護は、12人増の580人です。

(質疑・意見) なし

(4) 教育委員会後援事業について（報告）

(説明) 中野学校教育課長

前回の定例会から今回までに、知多市教育委員会後援に関する取扱要綱第3条の規定に基づき、教育長の決定により、項番1の「金澤翔子席上揮毫・金澤泰子講演会」から項番15の「大興寺音楽祭」までの事業について、後援を承諾しました。

(質疑・意見) なし

7 自由討議

(1) 中学生海外派遣事業帰国報告会について

岩見田委員

一番印象に残ったことは、委員長の「行ったら、自分が変わる旅をして来い。」という言葉です。これは、すごく心に残りました。また、市長さんが、これからも続けていきたいということをおっしゃっていましたが、とてもありがたいなあと思いました。

中身としては、面白いなあと、やってくれたなあということは、水田の写真だとか、給食のことだとか、坊主めぐりだとか、子どもたちは工夫して、自分で苦労して説明してくれて、日本文化を広めてくれたことはうれしかったです。

学校に戻ってからの報告会の様子が、どこにもありませんでした。委員長が、触れてくれましたが、このように完了しているということを、1枚の写真でもいいから出してもらえるとありがたいです。後に続く子どもたちへのことも考えなくてはなりません。

ホストファミリーとの交流のことはよく分かりましたが、自分の家族へどのような影響を受けたとか、このように変わったとかということをお話してくれたらうれしいなあと思いました。

石井委員

今年は、英語での発表がなくて、寂しいような、でも、よく分かってよかったようなことを感じました。

吹原委員

子どもたちが、生き生きと話してくれて、自分の子と同じ年なので、いい経験をさせてもらって、うらやましいなあと感じました。きちんと親への感謝をしている子もいて、良かったなあと思いました。

(2) 学校訪問について

石井委員

旭北小学校は、これから児童数が増えるということで、新入学児童は、今年に比べて50人くらい増えるということでした。

民家から離れた山の上にある小学校なので、自然がいっぱいの学校でした。

気になったことは、校長先生が、困ったことがいっぱいあると話していたことで、自然がいっぱいで山の中にあるのはいいのだけれど木の伐採に困ったとか、校舎が老朽化してきて雨の日は暗い教室があって困ったとか、苦情の電話が朝からあって困ったとか、手のかかる子がいて困ったとかで、困ったことがたくさんある校長先生だということが印象に残って、もう少しおおらかに校長先生がなることができる環境が作れないのかなと感じました。

地域の人たちも、もっと学校の中に入っていきることができるということを考えていくと、もうちょっとみんなでいろいろなことを考えていけるかなと思いました。地域の人たちにとっても、子どもは地域の宝なので、学校がSOSを出せば、地域も黙っておらんぞと思いますので、一緒にできることを議論する場所が設けられたら、もっともっといい学校になっていくのだなあと感じて帰ってきました。

岩見田委員

学校の窮状を分かって欲しかったのだと思います。

竹内委員長

旭南小学校で気になったことは、大草からの通学路、新舞子南からの通学路も同じですが、産業道路のところで一本に絞って、歩道橋を上らせて、学校へ通わせています。何年

かかしてこのようなかたちにしたのだと思います。そして、大事なポイントの場所では、お母さんたちが立哨してくれて、安全に努めていただいているということがよく分かりました。

学校は、落ち着いた状況でしたが、元気があっていいなあと思うのですが、授業では、先生との信頼感ができていると感じました。先生は、教室内を回って、間違ってもヒントになるという子を当てていました。そして、〇〇さんのおかげだと言ってくれていました。普通は、答えの合っている子を当てますよね。でも、この子の答えは、ヒントになるということで答えさせていたことが、とてもうれしく思いました。

知多中学校は、自転車置き場や靴箱がびっしりでした。授業で体育館に移動している教室がありましたが、着替えた制服は、きちんとたたんでありました。これは、学校訪問の日ではなかった日のことで、よりすごいなあ、と、凡事徹底されているなあと感じました。また、あいさつはきちんとしていましたが、ルールかマナーかどちらなのかといえば、マナーとしてのあいさつができていました。

学校訪問のときは、時間まで学校図書館に寄って過ごすのですが、入ったところに陳列棚があって、本が正面向きに置いてあります。先生が、読んでほしい本を並べているのだなあと思いました。図書館は、本を置いてある場所ではなく、情報の場所です。本が並べたのを見て、知識の場所であるということが伝わってきました。

小宮教育長

学校訪問は、これですべて終わりました。いろいろな角度から委員さんにご指摘をいただき、次へのステップアップを目指して、学校も来年度の学校経営の方針を考えているところであると思います。

生徒指導の基本は、見えないところがきちんとできているといろいろなことが上手くいくと思います。私も、最初に見るところはそういうところです。担任がしっかりとした指導をしていますと、机はきちんとしています。担任の目の付け所とかを生徒指導の部会とかで話しています。

指導主事は、他の市町の学校訪問に応援で出かけていきますが、2人が口にするのは、知多市の先生は頑張っているということです。授業等や現職教育の心構えとして、一段上を目指しています。それに子どもが付いてきています。一朝一夕で成果が上がるものではありませんが、子どもたちの学びに対しての先生方の頑張りというものには、褒めていきたいなあと常々思っております。校長会がありますので、そのときにお話をさせていただいて、先生方を叱咤激励ではなく、褒めて育てていきたいと思っています。来年度も新しい教育が増えていく中で、学校は、その問題をどのようにしていくかを考えて、現職教育に取り組んでいくと思いますので、よろしくお願いします。

(3) 公民館の見直しにかかるパブリックコメントについて

柴山生涯学習課長

パブリックコメントを10月1日から31日にかけて行いました。その結果については、1名の方から2件ありました。1件目は、見直し案を賛成するということでした。2件目は、中部公民館の利用について、利用の順守事項を守らない方がいるので徹底して欲しいという内容でした。

このパブリックコメントは、市の考えを付して11月末に公表を予定しています。

(4) 12月の行事等予定表について

中野学校教育課長

12月の行事等予定表の事項を説明した。

(5) 教育委員会活動の点検及び評価の外部評価委員について

中野学校教育課長

外部評価委員としてお願いしていました今川委員が、お亡くなりになりました。つきましては、金城大学の及川秀一教授に後任をお願いしました。及川教授は、知多市立八幡小学校長で定年退職を迎えられた方です。

(6) ケーキハウスについて

阿部指導主事

タッチでのケーキハウスは、12月10日にありますのでよろしくお願いいたします。

8 閉 会 午前11時14分 第12回定例会を閉会

次回は、12月2日(金)午前9時30分から第13回定例会を予定。

知多市教育委員会会議規則の一部を改正する規則(平成27年教委規則第2号)に基づく改正前の知多市教育委員会会議規則(昭和45年教委規則第2号)第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成28年11月11日

(委 員) _____

(委 員) _____

(教 育 長) _____

(教育部長) _____